

長野県教育委員会『学び応援キャラクター「信州なび助」』利用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、長野県教育委員会『学び応援キャラクター「信州なび助」』のデザイン（別表第1に定める基本デザイン及び別に定める応用デザインをいう。）及び名称（以下「デザイン等」という。）を利用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(権限)

第2条 デザイン等に関する一切の権限は、長野県教育委員会に帰属する。

(利用の申請)

第3条 デザイン等を利用しようとする者は、あらかじめ「「信州なび助」デザイン等利用承認申請書」（様式第1号）を、長野県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、別表第2に掲げる者に該当するとき及び教育長が適当と認めたときはこの限りではない。

2 デザイン等を営業又は販売物に利用しようとする者は、あらかじめ教育長と協議した上で、申請書を提出するものとする。

(利用の承認)

第4条 教育長は、デザイン等を利用しようとする者に対して、次に掲げる各号のいずれかに該当するときを除き、デザイン等の利用を承認するものとする。

- 一 長野県教育委員会の信用又は品位を害するものと認められる場合
- 二 消費者の利益を害するものと認められる場合
- 三 特定の政治活動や宗教活動に関するものと認められる場合
- 四 法令又は公序良俗に反するものと認められる場合、又は反するおそれのある場合
- 五 その他、教育長がデザイン等の利用について不相当と認めた場合

2 教育長は、前項の承認をするときは、「「信州なび助」デザイン等利用承認通知書」（様式第2号）により通知する。

(利用料)

第5条 利用料は、無料とする。

(利用上の遵守事項)

第6条 デザイン等を利用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 承認された用途にのみ利用し、教育長の指示する利用条件に従うこと。
- 二 定められた色、形状、配色等を正しく利用すること。
- 三 デザイン等の一部のみを利用したり、又は変形したり、他の図形や文字と重ねて使用しないこと。ただし、教育長が必要と認めた場合は、この限りではない。
- 四 当該利用対象物の完成見本を速やかに教育長に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。

2 デザイン等を利用する権利は、第三者に譲渡してはならない。

3 デザイン等の全ての著作物に係る著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、長野県教育委員会に帰属する。

4 デザイン等を利用する際は、以下の表記のとおり、『学び応援キャラクター「信州なび助」』の名称と『許諾番号』を必ずつけなければならない。ただし、『許諾番号』は営利目的に限る。

5 同一申請内において、複数箇所使用する場合は、メインとなる箇所に名称および許諾番号を記載すること。その他の箇所は省略しても構わない。

・公益目的（非営利）の場合

【日本語表記】

学び応援キャラクター「信州なび助」

©長野県教育委員会

【外国語表記】

Navigator of learning “Shinshu Navi suke”

©Nagano Prefectural Board of Education

記載例



学び応援キャラクター「信州なび助」

©長野県教育委員会信州なび助

・営利目的の場合

【日本語表記】

学び応援キャラクター「信州なび助」##-〇〇〇〇

©長野県教育委員会

【外国語表記】

Navigator of learning “Shinshu Navi suke” ##-〇〇〇〇

©Nagano Prefectural Board of Education



Navigator of Learning “Shinshu Navi suke”##-〇〇〇〇

©Nagano Prefectural Board of Education

(承認内容の変更)

第7条 デザイン等の利用承認を受けた者が、承認内容について変更しようとするときは、あらかじめ

「「信州なび助」デザイン等利用承認内容変更申請書」（様式第3号）を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、第4条の規定を準用する。

(承認の取消)

第8条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用承認を取り消し、デザイン等を利用する者に対し、利用物件等の回収等の措置を請求することができる。

- (1) デザイン等を利用する者が、この規程に反した場合
- (2) デザイン等を利用する者が、利用承諾に付した条件に違反した場合
- (3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (4) その他デザイン等の利用の継続が不相当であると認められた場合

2 前項の承認の取消は、「「信州なび助」デザイン等利用承認取消通知書」（様式第4号）により行う。

3 教育長は、デザイン等を利用する者に、デザイン等の利用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

4 本条第1項により生じた損害は、当該承認を取り消された者の責により処理しなければならない。

(使用の非独占性)

第9条 デザイン等を利用するものは、教育長が承諾した用途に限定してデザイン等を利用し、それは非独占的になされるものとする。

(経費等の負担)

第10条 長野県教育委員会は、本規定によりデザイン等の利用を承諾した事業に対し、その実施に係る経費又は役務を負担しないものとする。

(賠償責任等)

第11条 長野県教育委員会は、利用者に生じた損害賠償、損害補償について、一切の責任を負わない。

2 利用者は、利用対象物の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、長野県教育委員会に迷惑を及ぼさないよう処理するものとする。

3 利用者は、デザイン等の利用に際して故意または過失により長野県教育委員会に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を長野県教育委員会に賠償しなければならない。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、デザイン等の利用の取扱いについて必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年10月19日から施行する。

(第1条関係) 別表第1



(第3条関係) 別表第2

利用主体	利用目的
長野県教育委員会事務局	問わないものとする
市町村(組合)教育委員会	
県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校並びに高等専門学校、専修学校及び各種学校の高等課程	
長野県高等学校文化連盟、長野県高等学校体育連盟、長野県高等学校野球連盟	
報道機関	報道用に限る